

令和2年4月定例

沼田町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和2年4月定例沼田町教育委員会定例会議事録

1. 期 日 令和2年4月27日（月）午後4時30分～午後4時50分
2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター2階ゆめっくるホール
3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	小 西 克 典
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史
4. 出席職員

課 長	三 浦 剛
課長補佐	按 田 義 輝
主 幹	森 田 康 弘
主 査	川 嶋 智
アドバイザー	元 木 和 芳
5. 議 事

議案第17号	沼田町立学校における働き方改革アクション・プランの改正について
議案第18号	労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定 について
6. 付議案件は次のとおり

前会々議録の承認
教育長の報告
その他

【開会】

○教育長

ただ今より、令和2年 第2回沼田町教育委員会定例会を開会いたします。

議題の2番目前回会議録の承認についてを、議題といたします。課長より説明をお願い致します。

○三浦課長

前回令和2年3月25日開催の令和2年第1回教育委員会臨時会における会議録について、その概要を説明いたします。

令和2年3月25日に召集されました令和2年第1回教育委員会臨時会は、委員5人が出席し、職員は三浦、以下5人が出席いたしました。

会議内容としましては、令和2年2月20日の令和2年第1回定例会の会議録の承認後、教育長の報告として、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文科省・道教委から指示に基づき各学校の卒業式を時間短縮や、来賓・在校生を入れない等の措置を行いながら、無事終了したことについて。

3月17日に、公立高校の合格発表があり、全員希望する高校に合格したことについて。役場職員の人事異動について。令和2年度当初の教職員人事の状況について。

第1回沼田町議会定例会における予算特別委員会における質疑の内容についてを報告されたあと、議事に入り、議案9件についてご審議頂きました。

内容としましては、議案第8号沼田町立沼田学園沼田小学校及び沼田町立沼田学園沼田中学校の学園長・副学園長の決定についてご提案させていただきまして、学園長に米倉校長、副学園長に疋田校長に決定することでご承認いただきました。議案第9号沼田町社会教育委員の委嘱について及び議案第10号沼田町スポーツ推進委員の委嘱についてはそれぞれ7名委員を委嘱することでご承認いただきました。

議案第11号沼田学園学校運営協議会規則の一部を改正する規則については委員の任期を後任の委員が決定するまでとすることに変更することでご提案いたしましてご承認いただきました。

議案第12号沼田町教育支援センター設置及び運営に関する規則については、適応指導教室の設置に係る規則の制定についてご審議いただきご承認いただいています。

議案第13号沼田町学校評議員の運営等に関する規程を廃止する規程については、学校運営協議会の設置に伴い、学校評議員の職務が重複することから、制度を廃止する規定についてご承認いただいています。

議案第14号沼田町学校管理規則の一部を改正する規則については、教育職員の健康及び福祉の増進を図るため、超過勤務時間の上限を定めるための規則の改正についてご承認いただきました。

議案第15号沼田学園入学式の告辞文案については卒業式と同様に書面で告辞することでご承認いただきました。

議案第16号令和2年度要保護・準要保護児童生徒の決定については、ご提案の5名のご家庭について決定させていただきました。

以上、前回会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしくお願いたします。

○教育長

前回会議録の説明が終了しました。お諮りをいたします。これを承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、前会議録は承認することに決しました。

議案の3番目、教育長の報告について申し上げます。

令和2年度の開始は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月7日の小・中学校の入学式は、来賓、在校生を入れずに開催されました。

本年度の児童生徒数ですが、4月1日現在で、小学生が89名、中学生が57名で、小中合わせて、146名となっておりますが、4月途中で小学4年生の女子1名が転校してきましたので、小学生合計が90名となり、昨年より、小学生で3名の減、中学生で10名の減となっております。新学期が始まって、9日間経過したときに、全国の小中学校の臨時休業が決定となり、4月20日から5月6日のゴールデンウィーク終了までの期間、本町の学校も臨時休業となりました。休業期間中は、分散登校をすることの指示がありまして、本町については、本日、小中学校とも、分散登校を実施いたしました。

次に、小中合同の、沼田学園運動会についてであります。これまで、時期的に色々な意見がありましたけれども、開催の意義や趣旨をご理解いただいて、実施してきたわけですが、4月14日に、道教委から、運動会、体育大会などは、当面の間、実施を見合わせるようにとの通知がありました。本年につきましては運動会を中止とさせていただきました。秋に移動ということも検討いたしましたが、小中とも、修学旅行を秋に移動したこと、文化祭や学習発表会があること、3月からの臨時休業による学習の遅れを考えると、できるだけ勉強時間を確保する必要があることなどから、運動会を秋に持つてくることはできないと判断させていただきました。空知の各学校の状況は、現在のところ、夏や秋に時期を遅らせるというところが多いわけですが、授業をするのにも、間隔を空けて、マスクを着用させて実施しているわけでありまして、運動会で安全な競技に変更す

るのも、難しいところがありますので、他の学校についても、安全を考えるのであれば実施は厳しいだろうと思っております。

次に、小学6年生、中学3年生の修学旅行についてであります。本年は、9月に時期を変更しておりますが、中学3年生は、東京方面を予定しております。現在の東京の感染状況と今後の予想を考えると、かなり厳しいと感じています。

東京方面は受け入れできないとすれば、旅行先を変更しなければなりません。全国的に、地元に来てほしくないという気持ちは、どこも同じでありますので、受け入れ先がないとすれば、最悪の場合、修学旅行の中止も考えに出てくるものと思います。

また、感染症のまん延防止対策の一つとして、通勤時や勤務先、あるいは、職場で多くの人との接触を避けるため、在宅勤務が奨励されているわけですが、教職員についても、道教委から4月22日付けで、出勤者を5割以内に抑制するようとの通知がございました。職員室も適正な間隔が保てない状況にありますので、本校も在宅勤務を実施しております。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により、ポートハーディへの派遣事業及び、小矢部市との交流事業は、相手方と協議した結果、本年度は中止となりましたし、教育委員会の所管する施設も開設できない施設もありますし、社会教育事業、社会体育事業も現在、見合わせている状況で、今後もまだまだ影響されるように感じております。

以上で教育長の報告を終わります。ただ今の報告の中で、質問等がございましたら、お受けいたします。

(なしの声あり)

○教育長

無ければ4番の議題に入ります。

議案第17号 沼田町立学校における働き方改革アクションプランの改正についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○三浦課長

議案第17号沼田町立学校における働き方改革アクション・プランの改正について。沼田町立学校における働き方改革アクション・プランを別冊のとおり改正する。令和2年4月27日提出教育長名でございます。

改正理由を申し上げます。前回の3月の臨時会でも学校管理規則を同様の理由で改正させていただいている点と同様でございます。令和2年1月に文部科学省から「公立学校の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示され、教育委員会において、その所管に属する学校の教育職

員の在校等時間の上限等に関する方針を定める必要があることから、「沼田町立学校における働き方改革アクションプラン」令和元年11月版を見直し、所要の改正を行うものがございます。

別冊の働き方改革アクションプランの2頁をご覧くださいと思います。主な文言条文整理のほかに主な内容について説明いたします。この5番のアクションプランの目標が主な改正となっております。ここで定められているものにつきましては、在校等時間、実際に先生が学校にいらっしゃる時間がその時間に当たります。そこから所定の勤務時間、正規の勤務時間、この時間差し引いた時間が時間外勤務の時間ということで定めるということで、これらに係る時間の上限を定めるという内容となっております。その他米印の4番、臨時的な特別の事情による勤務せざるを得ない場合につきましては、災害等に係る対応、あるいは不登校児童生徒に対する対応などを想定したものでございまして、こちらにつきましては更に1ヶ月の勤務時間を100時間、年間720時間未満、月45時間を超える月を6カ月以内、その6カ月の平均時間を80時間という内容を定めたこととなっております。

次に主な改正につきましては3頁をご覧くださいと思います。3頁のアクション1の(2)、ICTを活用した教材の活用ということで、今年度から取組を進めています、プログラミング教育に伴いまして、ICTの活用を推進するといった内容が盛り込まれてございます。

次に5頁をご覧くださいと思います。5頁の(4)番、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築ということで、職員が在校している時間はQRコードなどICTの活用により、客観的に計測、記録し校外において職務従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測、記録するシステムを導入し、活用するなどといった勤務時間の集計に係るものをICTを活用するといった内容で取り組まさせていただきます。現在、沼田小学校中学校におきましても、今年度から校務支援システムを活用した中で勤務時間の方を計測することを進めている状況でございます。

以上ご提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたら、ご発言ください。

(なしの声あり)

○教育長

ご異議が無いようでありますので、お諮りいたします。

議案第17号は、原案のとおり決定して宜しいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第17号は、提案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○三浦課長

議案第18号労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について。労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定を、別紙のとおり締結する。令和2年4月27日提出教育長名でございます。

提案理由を申し上げます。公立学校の教育職員以外の職員、事務職員、公務補、支援員等でございます。に対し、時間外勤務を命じる場合は、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定が必要であることから、学校長と職員代表者の間で、必要事項を定めた協定を締結するものでございます。協定文案につきましては、小学校、中学校それぞれ添付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思いますが、これまでにつきましては先ほど提案させていただきました、働き方改革に通じるものでございますが、沼田におきましてはこちらに記載させていただいております職員、事務職員、校務補、支援員などにつきましては、時間外や休日の労働といったものは想定されていなかったことから、これまで労働基準法36条の協定につきましては結んでいなかったところでございますが、今回働き方改革で時間外の考え方を再整理することとなりまして、改めましてこちらの職員につきましてはこの協定を結ぶよう、教育局から強い指導があったことから今回結ぶこととさせていただいたところでございます。なお、協定の日時については5月1日を想定している所でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたら、ご発言ください。

○青木代理

職員の代表者は毎回いたのか、今回から先生たちの中で代表を決めたのか。

○三浦課長

職員の代表につきましては、教職員以外の職員の中から代表を選出させていただきまして、

その方と協定を結ぶという形を取らせていただきたいと思います。

○青木代理

今回、今年から。

○三浦課長

今年からです。特に変更がない場合には継続する協定となっておりますので、異動で職員が変わったですとか、そういった状況によりまして、改めて協定を結び直す形になるかと思えます。

○教育長

他にございますか。

ご質問ございませんか、よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり決定して宜しいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、提案されました議案審議は終了いたしました。これにて、第2回沼田町教育委員会 定例会を終了いたします。お疲れ様でした。